

測量資格制度等に関する検討について（案）

1 趣旨

測量資格制度については 測量行政懇談会において「測量技術者の資質確保の観点から現行の制度を見直し、特に測量士の資格付与については、一律に試験を課すとともに、実務経験の義務化を採用することが考えられる」（平成22年3月）、「平成22年3月に提言された測量士資格制度の改正については、引き続き具体化に向けた検討が必要であるという点は変わっていないものの、現在の状況下で早急な制度改正を行うことは生じる影響が大きく、より適切な方策を長期的に検討することが必要」（平成27年1月）との提言が取りまとめられている。

一方、測量業界及び測量技術者を取り巻く状況については、「測量技術者の高齢化及び若年技術者の不足等による将来の担い手不足解消」、「大学・短期大学等・測量に関する専門の養成施設の各卒業者、測量士試験等合格者における測量に関して修得した知識等の差異」及び「測量・測位技術の進展に伴う新技術に対応した測量教育の在り方」等が喫緊の課題となっており、これらに対応することが必要となってきた。

こうした背景を踏まえ、知識・技能を有する若年測量技術者を育成し、新たな測量技術を考慮した測量資格制度のあるべき姿を見定めて、「測量士・測量士補の資格制度」、「測量に関する専門の養成施設」等に関する事項について、学識経験者等からなる検討会を設置し総合的な検討を行うこととしたい。

2 検討事項（案）

- (1) これからの測量士・測量士補に求められる役割と技術レベルの再定義
- (2) 測量に関する教育機関における測量教育の在り方
- (3) 測量士及び測量士補となる資格の在り方

3 運営要領（案）

- (1) 「測量資格制度等に関する検討会（以下「検討会」という）は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会の座長は、委員の互選により選任する。座長は、検討会の議事を運営する。
また、座長は、検討会の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- (3) 検討会は、必要に応じ関係者から意見聴取を行うことができる。
- (4) 検討会は、必要に応じ開催する。
- (5) 検討会は、原則として非公開とする。
- (6) 検討会に関する庶務は、総務部政策課及び企画部企画調整課において行う。

4 スケジュール

議論を重ね、令和6年度中を目途にとりまとめを行い、必要があれば継続する。